

## 月次総会議事録

令和7年（第6回）加古川市農業委員会月次総会  
令和7年6月24日（火）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

### 出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	<del>3 井相田 つや子</del>
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

### 欠席

3 井相田 つや子

### 事務局

局長	福井 大介	次長	中村 浩孝
農政企画担当副課長	池田 健司	主査	橋本 英
主査	新濱 邦大		

### 現地調査（東地区）

6月18日（水） 午前9時30分から

丸山副会長、岡本総務委員長、庄司委員、藤原委員 事務局2名

### 現地調査（西地区）

6月18日（水） 午後1時10分から

丸山副会長、岡本総務委員長、柳委員、都倉澄子委員 事務局2名

馬田 禔紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和7年第6回の月次総会を開催いたします。  
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。  
委員定数 18名  
委員現在数 17名  
本日の出席委員数 16名  
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。  
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、11番 岡本 善四郎 委員、12番 庄司 学 委員、両名よろしくお願ひいたします。

議長 それでは議事に入ります。  
議案第64号を議題といたします。  
議案第64号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。  
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。  
それでは、議案を朗読いたします。  
議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求め  
ること。

1 加古川町友沢 [ ]、[ ] 平米。[ ] さんから、[ ]  
さんへ。

2 神野町西条 [ ]、[ ] 平米。[ ] さんから、[ ]  
さんへ。

3 野口町水足 [ ]、[ ] 平米 外1筆 計 [ ] 平米。[ ]  
さんから、[ ] さんへ。

4 東神吉町神吉 [ ]、[ ] 平米。[ ] さんから、[ ]  
さんへ。新設農家。

5 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。新設農家。

議案書2ページ、審議参考資料2ページをご覧ください。

6 志方町野尻■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

7 志方町行常■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。新設農家。

8 志方町東飯坂■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

9 志方町西中■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。新設農家。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

なお、新設農家4件については、いずれも取得面積が小さく、地元委員による現地調査及び営農計画を確認の結果問題ないとの判断があったため、新設農家の聞き取り調査を省略しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～3ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第52号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第64号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第64号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第65号を議題といたします。

議案第65号の9件については、5月13日から6月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第66号を議題といたします。  
議案第66号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書6ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。  
この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 東神吉町天下原■■■■ 外1筆、計■■■■平米。■■■■さん。  
露天駐車場用地。理由書添付。

2 東神吉町升田■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■さん。  
農業用倉庫用地。始末書添付。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、現地調査された西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柳委員 議席番号14番 柳です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年6月18日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、都倉澄子委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第66号の1番。申請の土地の位置は天下原の中、現況は休耕田、一部雑種地。申請地の周囲は、東が田及び宅地、西が宅地、南が宅地、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

次に、議案第66号の2番。申請の土地の位置は升田の中、現況は宅地。申請地の周囲は、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第66号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第66号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第66号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第67号を議題といたします。  
議案第67号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書7ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

- 1 神野町福留一丁目■■■■、■■■■平米。■■■■さん 外1名から、■■■■さん 外1名へ。住宅用地。集落地区計画区域。
- 2 平岡町山之上■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さん 外1名へ。住宅用地。使用貸借権設定、建築許可申請併願。
- 3 平岡町山之上■■■■、■■■■平米。■■■■さん 外1名から、株式会社■■■■へ。露天資材置場用地。
- 4 平荘町西山■■■■ 外1筆、計■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不添付、疎明書添付。

議案書8ページをご覧ください。

- 5 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。露天駐車場用地。
- 6 東神吉町升田■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。露天駐車場及び露天資材置場用地。
- 7 東神吉町升田■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不添付、疎明書添付。
- 8 東神吉町升田■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不添付、疎明書添付。

議案書9ページをご覧ください。

- 9 志方町山中■■■■ 外1筆、計■■■■平米。■■■■さん

から、株式会社 [REDACTED] へ。太陽光発電施設用地。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5～7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、神野町地区の委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。現地調査の結果を報告します。調査日は令和7年6月16日。調査者は、大形推進委員と私の2名で実施しました。

議案第67号の1番。申請の土地の位置は福留1丁目の南。現況は休耕畑。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が道路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番から4番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

庄司委員 議席番号12番 庄司です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年6月18日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、藤原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第67号の2番。申請の土地の位置は山之上の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が分筆畑、西が水路、南が水路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

す。次に、議案第67号の3番。申請の土地の位置は山之上の東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が道路、南が水路、北が道路となっており、隣接に農地はありません。以上2件、地元立会委員は、山本推進委員でした。

次に、議案第67号の4番。申請の土地の位置は西山の西、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が水路、西が畑、南が雑種地、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

す。以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、5番から9番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

都倉澄子委員 議席番号10番 都倉澄子です。現地調査の結果を報告します。調査

日時は令和7年6月18日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、柳委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第67号の5番。申請の土地の位置は神吉の南東、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が雑種地、南が雑種地、北が雑種地となっており、隣接に農地はありません。

次に、議案第67号の6番。申請の土地の位置は升田の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が田、南が雑種地、北が水路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

す。次に、議案第67号の7番及び8番。申請の土地の位置は升田の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が水路、西が水路、南が田、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

す。以上4件、地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。次に、議案第67号の9番。申請の土地の位置は山中の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が宅地、南が水路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

す。以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、7番及び8番の案件について、隣接農地所有者の同意書不添付にかかる聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。議案第67号の7番及び8番について、一部の隣接農地所有者の同意書の添付がなく、疎明書が提出されている件について、6月18日水曜日に、丸山副会長、岡本総務委員長と私、事務局3名の合計6名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

はじめに、同意書に押印のなかった隣接農地所有者から聞き取りを行いました。同意をされなかった理由について、太陽光発電自体に不信感があること、この度の転用事業者に対してもすでに設置された太陽光発電施設用地の草刈り等の管理がなされていないことに対して不信感を持っているとのことでした。

次に、転用事業者の社員から聞き取りを行いました。同意書が添付されていない理由については、お願いをしたものの同地区に設置している太陽光施設の管理がされていないことを理由に同意を得られていないとのことでした。管理地である2か所については草刈り等の手配を行い進めているところであるが、同地区において事業者がかかわった太陽光発電施設の大半はすでに売却済みとのことでした。

農業委員会として、少なくとも直接管理している施設用地については早急に草刈等を行い、そのうえで改めて隣接農地所有者の同意書あるいは疎明書を追加で提出するよう求めました。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いし

ます。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査及び聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

報告や説明のあったとおり、7番及び8番の案件については、再度同意書を求めているところから、この案件については今月の総会において採決を行わず、あらためて審議したいと思います。

議案第67号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第67号について、7番及び8番の案件については採決を行わず、それ以外の案件については許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第67号について、7番及び8番の案件については採決を行わず、それ以外の案件については許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第68号を議題といたします。

議案第68号の2件については、5月13日から6月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第69号を議題といたします。

議案第69号の5件については、5月13日から6月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第70号を議題といたします。

議案第70号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書13ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。

この議案は、200平米未満の自己所有農地を、農業用施設用地として転用するもので、農地法上許可不要案件ですが、地目変更、もしくは事実確認のため、農業委員会規程、農地法施行に関する実施細則第13条の規定に基づき、農業用施設用地であることを届出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第70号 農業用施設用地届出にかかる受理のこと

1 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米のうち■■■■平米。■■■■

■■■■さん。農業用倉庫。

この案件について、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料8ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法施行規則第29条第1号に規定する基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柳委員 議席番号14番 柳です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年6月18日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、都倉澄子委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第70号の1番。申請の土地の位置は神吉の中。現地には農業用倉庫が建っており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、長井委員、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第70号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第70号について、受理することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第70号について、農業用施設用地届出を受理することに決定いたします。

議長 次に、議案第71号を議題といたします。

議案第71号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書14ページ、審議参考資料9ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を

農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第71号 非農地証明願承認のこと。

1 志方町野尻■■■■、■■■■平米。■■■■さん。昭和64年1月頃までに。

この案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料9ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

藤原委員 議席番号9番 藤原です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年6月18日、調査者は、丸山副会長、岡本総務委員長、庄司委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第71号の1番。申請の土地の位置は野尻の北。現況は山林となっております。申請どおりかと思われれます。地元立会委員は、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第71号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第71号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第71号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第72号を議題といたします。  
議案第72号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書15ページ、追加の審議参考資料をご覧ください。  
この議案は、農地法第18条第1項の規定による農地等の賃貸借の解除に

ついて、県知事の許可を受けようと申請されたもので、農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第72号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 尾上町養田 外1筆、計 平米。貸人 さん、借人 さん。権利の種類 残存小作。

申請の理由は、賃借人の耕作放棄、小作料の未納付があり、また、合意による解約が見込めないためです。申請の経緯について、申請書に添付されている資料から抜粋して説明いたします。

本件農地は、残存小作が設定されており、従来は賃借人である さんが耕作しており、賃料の支払いも行われていました。しかしながら、少なくとも12年以上は耕作されておらず、また、賃料も令和4年1月30日を最後に未払いとのこと。昨年12月16日付で文書により賃料の督促・最後通達を行ったものの、返事もなかったことから、本申請に至ったとのことでした。

ここで、農地の賃貸借の解約の制度についてご説明いたします。追加の審議参考資料をご覧ください。なお、この審議参考資料には、農地の賃貸借の解約における法令及び国の通知の抜粋を掲載させていただいています。

まず、農地法第18条第1項において、「都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない。」と規定されています。併せて、「ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。」とも規定されています。つまり、解約には一定の要件を満たした合意解約の場合のみ許可が不要となっており、そうでない場合は県知事の許可がなければ解約できない制度となっています。

次に、許可申請の種類については、4種類が規定されています。さきほどの条文の中に、①賃貸借の解除、②解約の申入れ、③合意による解約、④賃貸借の更新をしない旨の通知、の4つです。その中でも違いが分かりにくいのが、「賃貸借の解除」と「解約の申入れ」です。「賃貸借の解除」は許可のあとすぐに賃貸借権が消滅するのに対して、「解約の申入れ」は許可のあと所有者が賃借人に通知をし、その1年後に賃貸借権が消滅するもので、実際に賃貸借が消滅するまでの期間が約1年違うことです。

次に、賃貸借の解除等の許可の基準については、農地法第18条第2項各号に定める場合でなければ、してはならないとされています。本件では、同項第1号、「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当するかが争点となります。それについては、国の基準、農地法関係事務に係る処理基準により定められています。追加の審議参考資料4ページの上から7行目以降をご覧ください。ここには、「信義に反した行為」の例として、賃借人の借賃の滞納や不耕作が挙げられています。以上が制度の説明となります。

本申請については、①賃料が未納であり、督促を行っても支払いがないこと、②長年耕作が行われていないこと、③農地としての保安全管理が行われておらず、現在は耕作放棄地となっていること、の3点により、申請内容が事実であれば、農地法第18条第2項第1号に規定する「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当し、解除することはやむを得ないと考えます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次は、この案件について、聞き取り調査をされた委員から報告をお願いします。

橋本委員 議席番号7番 橋本です。議案第72号の1番の賃貸借の解約許可申請について、5月20日火曜日に、丸山副会長、堀江農地委員長代理と私、事務局2名の計5名で、賃借人、賃貸人双方から聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

はじめに、賃借人である■■■■氏の息子である■■■■氏から聞き取りを行いました。話しによれば、5年ほど前から耕作はしていないが、管理はしてきており、平成20年に親の代で解約時の離作料について合意していたが、それを履行されないことに納得がいかず、ここ数年の賃料については3万円の請求に対して1万円を振り込んでいるとのことでした。

次に、賃貸人である■■■■氏の代理人である南馬弁護士 外2名から聞き取りを行いました。話しによれば、12年ほど前から農地は耕作されなくなり、近所からの苦情を受けて、3～4年前から所有者自身が草刈り等の管理をするようになったとのこと。小作料については、従来固定資産税相当額の4割としていたことから、ここ数年は3万円を請求しているものの1万円しか振り込まれていないとのことでした。

双方からの聞き取りを行いました。言い分に一致しない点も多く、どちらが正しいかを見極めることは難しかったです。また、合意解約に向けて十分な話し合いが行われているとは感じられませんでした。

なお、ヒアリング前に実施した現地調査においては、現況は休耕田で、耕作はされていないものの、年に1～2回の最低限の管理は行われていることを確認しました。

以上で聞き取り調査の報告を終わります。この後、事務局からの補足があると思いますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局、補足説明をお願いします。

事務局 事務局より補足説明いたします。

本申請書の内容のみで判断しますと、さきほどの説明と重複してしましますが、農地法第18条第2項第1号に規定する「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当すると読み取れます。

しかしながら、双方からヒアリングを行う中で、農地の管理をどちらが行っているのか、合意解約にむけて十分に話し合いが行われているのか、等について主張が一致しないところがありました。また、賃借料については契約書が残っていないようですが、請求額と振込額が一致しておらず、賃借料の支払額が正当なのかどうかははっきりしません。

また、先週、借り人側から農事調停が裁判所へ提出されています。今後農事調停の場において話し合いが行われ、合意される可能性もある中で、農業委員会が許可・不許可の判断をすることは難しいのではないかと考えています。以上です。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第72号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 さきほど事務局から説明のあったとおり、農事調停の場で話し合いが行われる可能性がある中で、農業委員会の意見をまとめるのは難しいため、本件については採決を行わず、保留としたいと思いますが、異議ございませんか。

異議なし

議長 では、議案第72号については保留といたします。

議長 次に、議案第73号を議題といたします。

議案第73号の3件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第74号を議題といたします。

議案第74号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案第74号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更案にかかる意見についての専決処理について報告のこと。

議案書17ページから18ページをご覧ください。この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき作成された地域計画について、その計画の一部を変更しようとするもので、同条第6項の規定により加古川市長から意見を聴かれたものです。

変更する内容については、わずかな区域の農地転用を行うため地域計画の区域から外すもので、担い手に位置づけられた農業者の集積面積も変わらず、計画全体への影響は限定的なものです。

また、2地区とも農業団体長の同意を得ており、また地元委員に意見聴取

したところ支障がないとの回答があったことから、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第2条の2第2項を準用し、5月22日付で会長専決により市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長 議案第74号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 次に、議案第75号を議題といたします。  
議案第75号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 追加議案の議案書1ページ、審議参考資料10ページをご覧ください。  
この議案は、農地等の転用目的で競売に参加するために、農地法第5条の規定による県知事の買受適格証明の認定を受けようとするもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第75号 農地等の転用目的で競売に参加するための買受適格証明交付申請に対する意見書添付のこと。

1 加古川町大野■■■■、■■■■平米。申請者 ■■■■さん。露天資材置場用地。農地法5条許可。

この案件につきましては、5月に定例現地調査を実施しております。その際は、現況は雑種地、申請地の隣接に農地はなく、周辺農業への支障はないと思われるとの調査結果をいただいております。

つきましては、別紙、審議参考資料10ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

なお、この案件について可決され、申請者が落札された後、農地法第5条許可申請書が提出されましたら、内容が変わらない限り、委員会上程はなしに、ただちに県に進達し、許可書が交付されることとなります。その際は直近の月次総会で報告させていただきます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第75号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第75号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第75号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時18分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧 紹

令和7年6月24日

署名委員 (11番)

署名委員 (12番)